



2020年8月25日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 C O O 鈴木 善久
 (コード番号 8001 東証第一部)
 問合せ先 I R 室長 天野 優
 (TEL. 03 - 3497 - 7295)

会社名 リテールインベストメントカンパニー合同会社
 代表者名 職務執行者 細見 研介
 問合せ先 同上

株式会社ファミリーマート株式(証券コード:8028)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び東京センチュリー株式会社がそれぞれ99%、1%を出資する合同会社であるリテールインベストメントカンパニー合同会社(本店所在地:東京都港区、職務執行者:細見研介。以下「公開買付者」といいます。)は、2020年7月8日、株式会社ファミリーマート(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部(以下「東証一部」といいます。)、証券コード:8028、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2020年7月9日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2020年8月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

リテールインベストメントカンパニー合同会社
 東京都港区北青山二丁目5番1号

(2) 対象者の名称

株式会社ファミリーマート

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
252,557,288 (株)	50,114,060 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(50,114,060株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券

等の総数が買付予定数の下限（50,114,060株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付けが取得する対象者の株券等の最大数である対象者株式数（252,557,288株）を記載しております。買付予定数は、対象者が2020年5月29日に提出した第39期有価証券報告書に記載された2020年2月29日現在の対象者の発行済株式総数（506,849,252株）から、2020年7月8日現在本公開買付けに応募する予定のない伊藤忠商事及び伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社（以下「IRI」といいます。）が所有する対象者株式数（253,550,784株）及び対象者が公開買付けに通知した2020年2月29日現在の対象者が所有する自己株式数（741,180株）を控除したものになります。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2020年7月9日（木曜日）から2020年8月24日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,300円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（50,114,060株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（79,017,984株）が買付予定数の下限（50,114,060株）以上となりましたので、公開買付け開始公告（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の「公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）及び公開買付け届出書（2020年7月21日付及び2020年7月29日付の公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2020年8月25日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	79,017,984 (株)	79,017,984 (株)

新株予約権証券	— (株)	— (株)
新株予約権付社債券	— (株)	— (株)
株券等信託受益証券 ()	— (株)	— (株)
株券等預託証券 ()	— (株)	— (株)
合計	79,017,984 (株)	79,017,984 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	2,100,518 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.50%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	790,179 個	(買付け等後における株券等所有割合 15.61%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	2,535,507 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.10%)
対象者の総株主の議決権の数	5,053,977 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2020年7月15日に提出した第40期第1四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2020年2月29日現在の対象者の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された2020年2月29日現在の発行済株式総数（506,849,252株）から対象者が公開買付者に通知した同日現在の対象者が所有する自己株式数（741,180株）を控除した株式数（506,108,072株）に係る議決権の数（5,061,080個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 伊藤忠商事は、IRIとの間で、2020年7月8日、伊藤忠商事のIRIに対する出資の価額120,001百万円（百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額について同じとします。）を119,970百万円（百万円未満を四捨五入。）減少させることにより31百万円に減少させ、IRIから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付する旨の契約を締結しており、当該契約に基づき、伊藤忠商事は、2020年7月21日、IRIから対象者株式43,521,600株の交付を受けました。当該交付を受けた後における、伊藤忠商事の所有する対象者株式に係る議決権の数は、2,535,507個となりました。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

2020年8月28日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、伊藤忠商事及び公開買付者が2020年7月8日付で公表した「株式会社ファミリーマート株式(証券コード:8028)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(伊藤忠商事及び公開買付者が2020年7月10日付で公表した「(訂正)株式会社ファミリーマート株式(証券コード:8028)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ)により訂正された事項を含みます。)に記載の内容から変更ありません。

なお、伊藤忠商事は、公開買付者の依頼に基づき、会社法第180条に基づく株式の併合(以下「株式併合」といいます。)の直後における対象者の株主を伊藤忠商事のみとすることを目的として、本日、対象者株式について株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集することを、会社法第297条第1項に基づき、対象者の取締役等に請求いたしました。また、伊藤忠商事及び公開買付者は、本日、本公開買付けの決済の開始日以後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを対象者に対して要請いたしました。

対象者株式は、本日現在、東証一部に上場されていますが、上記株式併合が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東証一部において取引することはできません。今後の具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定され次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本臨時株主総会において上記株式併合議案が可決されない等の理由により、最終的に対象者の株主を伊藤忠商事のみとする手続が実行されなかった場合には、対象者株式の上場は当面の間維持されることとなります。その場合のその後の方針に関しては、対象者とも協議の上、検討してまいります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

リテールインベストメントカンパニー合同会社 東京都港区北青山二丁目5番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上